

「産業廃棄物広域再生利用指定制度」の経過措置廃止により、4月からタイヤ販売会社では産業廃棄物収集運搬業の許可なく、トラック、バスなどの廃タイヤが引き取れなくなった。業務用廃タイヤの排出形態が大きく変わるため、産業廃棄物収集

運搬業の許可を持つ処理業者は小口収集への移行など回収方への変更が可能。交換時に無償で引き取ることにはできない。しかし、経過措置廃止により、経過措置廃止

廃タイヤを無償で下取り「排出事業者」となって回収、処理料金を負担するのは難しい。引き取られない廃タイヤは運送業者が個別に回収、処理契約を結ぶことになる

### 広域指定の経過措置廃止

### 回収業者も対応に大わらわ

法の工夫が欠かせない状況になっている。集運搬料金を徴収、処理料金を預かっている。販売会社は事業用廃タイヤでもタイヤ

止前は販売会社で回収することから円滑な処理が継続できるか疑問視する声もあがる。

ただ、販売会社が

が、手続きが煩雑になることから円滑な処理が継続できるか疑問視する声もあがる。